

食安輸発0621第1号
平成25年6月21日

各検査所長 殿

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室長
(公印省略)

「平成25年度輸入食品等モニタリング計画」の実施について

標記については、平成25年3月29日付け食安輸発0329第3号（最終改正：平成25年6月14日付け食安輸発0614第17号。以下「モニタリング通知」という。）により通知しているところです。

今般、モニタリング検査において、果実からフルトリアールを検出し、平成19年11月15日付け食安発第1115001号「食品中に残留する農薬等に関する試験法の妥当性評価ガイドラインについて」に基づき、検査所における検査体制を整備したことから、モニタリング通知の別表第8のフルトリアールの項を下記のとおり改めるので、御了知の上、対応方よろしく申し上げます。

記

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
419	フルトリアール	○		○		○	

を

No.	検査項目	野菜	果実	穀類、豆類 及び種実類	茶	畜産食品	水産食品
419	フルトリアール	○	○	○		○	

に改める。